

第十三回国会 大蔵委員会 議録 第九十二号

昭和二十七年六月十七日(火曜日)

午前十一時三十七分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君

理事 松尾トシ子君

浅香 忠雄君 大上 司君

島村 一郎君 清水 逸平君

高間 松吉君 若米地英俊君

夏堀源三郎君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮原幸三郎君

高田 富之君 深澤 義守君

久保田鶴松君 中野 四郎君

出席政府委員

大蔵事務官 石田 正君

(理財局長) 酒井 俊彦君

大蔵事務官 青木 正君

(理財局長) 横山 正臣君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

議員 青木 正君

大蔵事務官(理財局長) 横山 正臣君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

大蔵事務官(理財局長) 財局管理課長 正君

をしておられました池山秀君でありま  
す。池山参考人に対して中野委員から  
質疑の通告がありますので、この際こ  
れを許します。

なおこの際ちよつとお諮りしておき  
たいことがございます。昨日の委員会  
における参考人の発言中に、埼玉県選  
出の本院議員の青木正君に関する部分  
がありましたので、この点に対し議員  
青木正君の出席を求め、意見を聴取し  
たいと存じますが、この点御異議あり  
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようです  
から、議員青木正君の出席を求め、意見  
を聴取することにいたします。中野四  
郎君。

○中野(四)委員 たいへん池山さん御  
苦勞までございます。新聞等で大体  
御承知かと思ひますけれども、今  
度の国会に大蔵省の方から、かねて終  
戦直後連合軍の方が接収をしました  
金、銀、白金、ダイヤモンド、こうい  
うものをば今度解除してくれたいわけ  
なんです。ところがこの接収貴金屬等  
に対するところの数量をば報告せしめる  
という法律案が、国会に出されたわけ  
であります。と申しますのは、先日  
来この委員会で提案理由の説明を聞い  
てみますと、どうもほんとうに政府で  
当時供出した人、あるいは無償で連合  
軍に持つて行かれた人に返すのか返さ  
ないのか、よくわからないのです。ま  
あ返そうという意思はこの法律の中に  
現われております。

それからもう一つは、どうも現在の  
日本銀行の地下室にあります金の入  
手経路等はわかつておるようでありま  
すけれども、かんじんのダイヤモンド  
がだれの物なのかはつきりわからない  
のです。それで先日この委員会に報告  
をされました数量を見ますと、金は  
百二十トン七十七キログラムあるわけ  
です。それから合金が二十六トン四百三  
キログラムあります。銀がたぐさんありま  
す。二千三百六十五トン九百四十キロ  
グラムあります。問題になりますのは、  
あるわけです。問題になりますのは、  
ダイヤモンドが十六万一千カラットあ  
るといふことです。これがどこから入  
つたものか、どうもはつきりしないの  
です。私は実は九十議会の当時から議  
会に席を占めまして、懸置物物の委  
員会をつつた当時から委員の一人  
であります。当時われ／＼は、国家混  
乱のときといえども、国民の財宝をか  
すめとつたりあるいは不正な手段で入  
手したものに対しては、すみやかに摘  
発をして、それを国家の財政に繰入れ  
て、貧困なる日本の経済の建直しをし  
たいという念願に燃えて努力して参り  
ました一人なのです。ところが先日大  
蔵省側の説明によりますと、このダイ  
ヤモンドや金、銀、白金等は、そうい  
う懸置物物の摘発のものではなく、  
正規のルートを経て得たものをば、連  
合軍が接収したのだという説明をして  
おられるわけでありまして、そこでこの  
ことが問題になつて、昨日大蔵委員  
会で質問を継続しておるわけでありま

す。要は金、白金は別といたしまして  
も、銀の場合は戦争中に強制買上げを  
隣国を通じていたしましたけれども、  
これは統制物資ではないのでありま  
す。従つてわれ／＼の持つております  
証拠によりまして、当時摘発をいた  
しました板橋の銀線事件とか、大仁の  
銀塊事件とか、水戸における常陸山の  
住宅の倉の上におりました金塊とい  
うようなものは、大阪造幣廠あるいは  
それぞれの造幣廠にまわされて、こ  
れをインゴットとなして日本銀行の地  
下室に納めた証拠はあるのでありま  
す。今日池山さんを煩わしまして、お  
いでを願ひました主たる問題は、ダイ  
ヤモンドの問題なのです。これは一口  
に十六万カラットと申しまして、莫  
大な金額に上るものであります。しか  
も大蔵省に私の方から資料を要求し  
まして、どういふ種類のダイヤモンド  
であつて、どういふ品種のものであ  
つて、どれだけの値打ちのあるもので  
あるといふことをば書けと言つて、大  
蔵省に再々請求するのですけれども、  
なか／＼出さない。出せないと言ふの  
です。それで昨日出て参りました資料  
を見ますと、無色のものとか、わずか  
に薄色のものとか、あるいは色が少し  
ついておるものとかいふような漠然た  
るものであります。これが工業用の  
ダイヤモンドであるやら、装飾用のダイ  
ヤモンドであるやら、言いかえませば、一カラ  
ット四十万円するダイヤモンドか、一カ  
ラット二万円か三万円かの安いダイ

ヤモンドであるか、判別もつかない状態であり  
ます。その数十六万カラットと申しま  
しても、これはなか／＼大ざつぱりに見  
のがせない国家国民の財宝なのであり  
ます。そこでこれをどうしても明らか  
にいたしまして、貧困な日本経済再建  
の資に供したいという熱意に燃えて、  
実は池山さんにおいでを願つたわけ  
であります。あなたのお人柄もかねて  
伺つておりますので、どうかわれ／＼  
が国を思うこの気持ちにたえられて、  
御存じの点を正直に遠慮なく御発言を  
願ひたいと思つております。

順序でありますから伺ひたいと思ひ  
ますが、池山さんは現在どこにお住ま  
いで何をしておいでになりますか。

○池山参考人 私は現在港区麻布霞町  
一番地に居住いたしております。職業  
という職業ではありませんが、明照教  
といふものを明治三十七年に開きまし  
て、今日では宗教法人令によつて宗教  
法人となつております。その――文部  
省ではかつては主管者と申しますが、  
私の方では管長と申します。そういう  
名がついてはいるだけで、職業ではない  
のであります。

○中野(四)委員 御老体ですから、あ  
まり一べんに長く聞かずに、区切つて  
伺つて参ります。池山さんは石田禮助  
といふ方を御存じでしょうか。それか  
ら有馬長太郎といふ方、または三浦義  
秋といふ方を知つておいでになります  
かどうか、この点を伺ひたいのであり  
ます。

○池山参考人 存じません。

第一類第六号 大蔵委員会議録第九十二号 昭和二十七年六月十七日

○中野(四)委員 池山さんは交易営団に御関係になつていらしやつたようでありますが、どなたの紹介で、いつごろからどのような地位についておられましたか。ついた日にちと、やめられた日時を伺いたいと思います。

○池山参考人 昭和十八年に交易営団ができて、私は十九年の四月から嘱託になりました。私の所管事務は、交易営団の出資証券に関する一切でございます。交易営団は大蔵大臣が二億五千万円、庶民から五千万円、通計三億円の資本で仕事をしております。

○中野(四)委員 一つおやめになりましたかを伺いたい。

○池山参考人 昭和十九年の四月から昭和二十一年の十一月に至るまで手当をもらつておりました。昭和二十一年の十一月から、もう手当をもらわないことになっておりましたが、まだ嘱託を解任してくれませんが、二十二年の七月か八月頃、解任してくれました。しかし二十一年の十一月から以後は、一週間に一べんくらいしか出ませんでした。

○中野(四)委員 どういう御関係で、どなたの御紹介でお入りになつたのですか。

○池山参考人 紹介という紹介をもつて入つたのではないと思います。しいて紹介といへば、交易営団にいた人たちが交易営団に紹介したのではないかと思ひます。

○中野(四)委員 池山さんは、現在代議士をしておられて、当時戦時物資活用協会の業務部長をしておられました。青木正という方を御存じでしょうか。

○中野(四)委員 それではもう一人、現に銀座西六丁目に貴金屬商を営んでおられますところの金山重盛という人があるのです。終戦当時は青木さんのもとで働いておられた方であろうと思ひますが、終戦直後から急に銀座で相当地な成功を取られた貴金屬商を御存じでありますか。

○池山参考人 存じません。

○中野(四)委員 この委員会は参考人としておいでを願ひましたものでありまして、国会法に定められておりますような、証人としておいでを願つたのではないのでありますから、御記憶違いの場合がありましても、これは決して法律上の責任は問われないのであります。御存じでございましたら、どうぞ御遠慮なく、決して無理に申し上げるのではありませんが、……。

……そこでさらに伺いたいのでありますが、日本銀行から交易営団に対して、金庫を貸してくれておつたようでありまして、言いかえしますれば、当時松屋の四階にありました営団のあなたが責任を持つておられました金庫、そこに当時戦争遂行のために国民の愛国心に訴えて、ある意味においては訴え、一方においては強制買上げをいたしまして、デパートで取扱ひました金、銀、ダイヤモンドのうち、特にダイヤモンドをばあなたの金庫に収容されておつたと聞いておられますが、その当時の状況を御存じのことだけを伺いたいと思ひます。

○池山参考人 たしか雑貨部の要求であつたと思ひますけれども、直接私に雑貨部からの交渉があつたものではありませんが、伊藤という経理部の部長がら命ぜられて、課長や次席の人からあの

金庫を全部貸せというのじやない、一部を開放してくれろという話で、私の預かつていた金庫へ雑貨部の人がかつてに出入れをすることを承諾をいたしました。常はドアはしめてございまして、あけて中へ入れたり、あけて持ち出したりという事は、雑貨部の人がかつてにしておりました。

私は一々立ち会いませんでした。また預かつていた品物は何か入つてくるかわからないのです。この中にダイヤモンドが入つておるとすれば、あまりに粗雑な取扱ひ方だと思つたくらいに、中にはぎれの袋もあつたようでした。

……中に入ると、多きは紙でした。しかもその包の中に入ると、何かラット入りとか、あるいは何個人入りとかいふようなことが書いてあるのでもなく、たいがいはこのくらいの包みです。もつと大きいものもありました。小さいものもありました。が大体このくらいの包みで、新聞紙に包んでおつたようなものもありました。ひもでからめてあつたものもありました。

……そうではないものもあつたようでした。内容に私は触れるのがいやでしたから、私の預かつておる金庫が、笑つて話を預かるんだという話を、笑つて話をしておりました。その当時に、職災で焼かれて家がでかなくなったために、出入りの洗濯屋の浜野金次郎という夫婦を宅に置いてやりましたが、一年ばかりおつたと思ひます。始終一緒にいるものですから、実に乱暴だという話はたびたびおつた。ただ浜野に話をしたのには、取扱ひが乱暴だ、自分の所管事務でないから、だれにも何も言わな

……いけれども、もう宝石という觀念がないのかも知れない、これは白金です、これはダイヤモンドですということばは言われるけれども、中を見ないんだから知らない、こういう話はその当時いたしました。それはおそろく二度も三度も不平まじりに話したことがあると思つておられます。その後終戦後でございまして、世耕弘一という方の……

……いには世耕さんも入つておられたが、顔を見たことがないから知りませんが、三人が四人で宅へ参られて、ダイヤモンドの行方について話をしろということをお言われました。言下に私はこれと謝絶いたしました。それはいやしくも人の家に来て名も告げない人たちに、そういうことについて応答するのは、やだから断るから帰つてくれろと、こ

……う言つて帰りました。大分不平らしかつたけれども、まつたく来た人たちの名を言わないのですから、私も応答するのはいやだつたから……。その後遂に今お話し上げた浜野金次郎の手をどう世耕代議士が扱われたか知りませんが、たび／＼出入りをしておつたようでした。そのうちにGHQからいろいろな人が宅へ見えました。そうしてしまひには五、六回自動車で見えて、私を自動車で東京を歩かせて、そうしてその間に話をしろというふうであつたのが、遂に日本橋のたもとにGHQ

……の分派事務所がありまして、何とかいふしよゆ屋をつくりかえたものでした。そこにも私を呼びました。車をよこして、……な話を聞くという程度でしたが、終には憲兵隊に案内をしてうそ発見器に私をかけた。そのときに、池山さん、あなたはいつばな紳士だけれども、うそを言ひなさい、こう言ひますから、私はうそを言わな

……いんだ。五十年近くも宗教で通して来ている身がうそを言ひません。もし私の言つたことをうそだといふことが、このうそ発見器によつて現われるならば、私はあなたの方の使つておるうそ発見器を信用しない。そうしたら、憲兵の中尉が大尉でしたが、それが、いやこの通りに出ていますというから、それはあなたの方の扱つておるのだから、私にはわからぬけれども、あなたの方のうそ発見器というものが不完全なものだ。……私の方のうそ発見器だ。……

……というのには雑貨部の部長だつたか課長であつた人の名を言ひまして、その人と何々という料理店、何々という待合、そういふところへ何回行つたかといふような問ひをして、第一名もろくに覚えていない人のことだから、行かないといふことがほとんどなので、私をそういう方面に連れ出す人もない。数回答えた通り、確かに私が預かつておる金庫に出入りはされておる、けれどもいつの間になくなつておる、こういうことを話して、それでまあそれは終りました。その後になつてから、日本銀行から来てくれろといふことで、何のことかと思つて行つたら、GHQがこの地下室を爆破するといふが、あなたの方の持つておるかぎと日本銀行のかぎとでなければあかぬのだから、そのことを言つたけれども、聞き入れないで爆破するといふから、あけてくれる。ここにダイヤモンドを持つて来たことはいやないか。いやどうしてこのひきだしに入つておるはずだ、GHQでは言う。それはどうに

……らん末か知らぬが、そこに入らない理由は、私はこの係でないのだから、自分の仕事をすする間に、一々日銀の地

下室の金庫に入れさせるといふと、私  
が来なければあかない。一々私が来な  
ければならぬ。その煩にたえないから  
貸さなかつたのだ。だからここには入  
つていないのだ。ごらんない。あな  
た方も何が入つてゐるか知らないのだ  
から、あけてみせようといふて、  
あけてみて、なるほど書類だけしか入  
つておらぬ。私の預かつてゐるのは交  
易営団の命に關する重要な書類だか  
ら、これがなくとも困ると困るから  
こういふところを借りた。むろんそ  
の交易営団の總裁の名で借りてあるけ  
れども、私がかぎは預かつて、私の自  
由にするこゝになつておられます。しか  
し私物は一つも入つておりません。そ  
んなわけでございませぬが、漏れたこと  
があるかも知れませんが、お尋ねをい  
ただいて……。

○中野(四)委員 こちらの伺おうと思  
つた点が、スムーズにお話がだん／＼  
と解けて行きました、たいへんいいと  
思うのですが、当時この営団の——日  
銀の地下室のひきだしとは後ほど  
伺いますが、営団の金庫が相当優秀な  
ものであつたので、松屋の四階にあつ  
たあなたの責任のある金庫が優秀なも  
のであつたので、買上げたダイヤモ  
ンドをそのひきだしに出し入れして  
つたという先ほどのお話であります。  
あなたは自分は貸さないが、金庫が預  
かつたのだらうとおつしやるのです  
が、しかしながら、だれか当時買いつ  
けたダイヤをひきだしに入れて来て、  
あのダイヤを持つて来いという命令者  
というものがあつたわけですか。すなわち  
責任者というものがなくちやならな  
い。それはどなたでございませうか。

○池山参考人 それは当然仰せの通り  
になるはずでございますが、私の耳に  
はそういうことを通じられたことはな  
いのです。ただ事務員があつて来て  
て、かつてに持つて行つた姿であつた  
ので、そのとき一々命令を受けてやつ  
たのがほんとうでありませうが、命  
令者は課長以上の部長か何かでなけれ  
ばならぬと思つておられます。このことにつ  
いては、再々申し上げたように、再三い  
らるるな目にあつては、再々申し上げても  
難貨部の人をお調べにならなければ、  
ほんとうのことはわかるまいと思つて  
います。いづれお調べになるのでござい  
ませうし、お調べになつたかも知れま  
せんが、私どもはただ内容に触れな  
かつたのですから、概要だけのお話で  
ございませぬ。

○中野(四)委員 これは前提と申して  
申し上げましたように、日本国民にと  
つてはたいへんな問題なのでございま  
す。しかもたたくさんの非常に莫大な金  
額に上るものでありまして、詳しい点  
はいずれ行政監察という委員会があり  
まして、その方で取扱うでありますよ  
うが、大蔵委員会の取扱いは、前申し  
上げましたように、この法律案が出た  
ものだから、この法律案を審議する上  
において、必要な部分だけを伺うとい  
うのが焦点であります。今お話を聞い  
ておきますと、非常に大ざつぱな話  
で、天下の財宝とも言うか、ダイヤ  
モンド一粒で買一お宮が生きたり死ん  
だりしたという時代に、何千粒、何万  
粒というダイヤモンドが、給仕や事務  
員の手でほうり込まれたり、持つて行  
かれたり、だれがやつたかわからぬと  
いうことでは困るのですから、池山さ  
んの聞せざるどころかも知れませぬ  
が、しからば難貨部のだれを呼んで聞  
いたら、当時の状況がまづらかにな  
るでございませうか。御参考までに聞  
かせていただきますか。

○池山参考人 難貨部の人、一部に  
は知つてゐる人もありましたけれど  
も、ダイヤモンドについては私の方の  
關係した仕事でありませぬから、私の  
方の部長をしておつた伊藤さん、これ  
は突にりつばなな人でした。もと  
日銀の文書課長をしておつた人です。  
けれどもその伊藤部長も、それには何  
らの興味を持つていなかつたくらい  
に、難貨扱いをしてゐることは知つて  
はいたらうと思つたのですが、まつたく  
ひどい扱い方でございませぬ。それで  
すから難貨部から私のところまで持つ  
て来て入れるまでの道の中では、何を  
していたかわからない。また私のところ  
から持つて行つて難貨部へ持つて行  
くか、どこへ持つて行くかわかりませ  
んが、その間の間も、どこで何をしたかは  
わからぬのです。突にひどい扱い方で  
ございませぬ。きのうまでは人の指、  
人の胸に飾られた品物が、今日こうも  
路傍に捨てられた石のごとくになつて  
行くかと思つたやうな実態でございま  
す。

○中野(四)委員 そうすると、だれが  
一体出し入れの責任者であるのか。や  
みくもよくわからぬという池山さん  
のお話のようですが……。

○池山参考人 私にはわかりませぬ  
が、難貨部の人にはわかつてゐると思  
います。難貨部の部長をお尋ねになれ  
ば、あるいはわかるかも知れませぬ。

○中野(四)委員 伊藤何というのです  
か。

○池山参考人 いや伊藤は経理部で  
す。私どもは経理部におりました。難  
貨部という部はどうも乱雑をきわめた  
やうでした。

○中野(四)委員 これはどうも御都合  
の悪い点があるかも知れないので、そ  
れでは別な観点からひとつ伺つて行  
きたいと思つたのですが……。

○池山参考人 何も私は無遠慮に申し  
上げておりました。

○中野(四)委員 日本銀行から交易營  
団に対して、言葉は悪いかもしれませ  
んが、たとえば池山さんの名前、日  
本銀行の地下室の金庫を借りられてお  
つたと思つたのですが、どういふ手続で  
あなたの名義でお借りになることにな  
つたのですか。

○池山参考人 先刻申し上げたよう  
に、總裁の名で借りたのです。それで  
年に幾らでしたか覚えがありません  
が、借り賃を日本銀行に納めるので  
す。その間の手続は私は直接にいたし  
ませんから、どうしてそういうふうにな  
つたかは存じませぬが、これは日銀  
と深い關係のある交易營団が、人から  
入へて何でもなく行われたものと思  
います。ひきだしはこのくらいの大きさ  
でありまして、厚さはこのくらい、横  
はこのくらいひきだしを三つ並べて  
私は使つておりました。あそこ地下  
室の貴重品を入れるひきだしというも  
のは、いろ／＼の人が借りていたでし  
ようが、精巧なかがが日本銀行にあり  
まして、すくにあかないやうになつて  
いて、借り手がまたかぎを使わなけれ  
ばあかないやうになつておりました。

○中野(四)委員 その日本銀行の地下  
室は、御承知のように二階建と思いま  
すが、その階で、またホとかチとか  
イとかいふ番号が地下室にはあるはず  
ですが、その番号とひきだしの番号は  
何番でしたか。

○池山参考人 覚えがありません。そ  
れは書類には書いてありません。

○中野(四)委員 それからあなたが  
かぎを預かるときに、金庫の中に何を  
入れになつたのですか。また何が入つ  
ておるか御存じだつたのですか。

○池山参考人 何でもございませぬ。日  
本銀行の地下室のひきだしに入れてあ  
る書類でございませぬ。

○中野(四)委員 そうです。

○池山参考人 それは私のしてゐる仕  
事の書類が入るので、始終かわ  
りませぬ。名簿もありましたが、ちよつ  
とつまらない書類のやうで、大切なも  
のが入れられておりました。

○中野(四)委員 そうすると結論的  
に、あなたの松屋の四階の金庫の中  
には、当時買上げたダイヤモンドは入  
つておつたけれども、交易營団の總裁  
名において借りておりました日本銀行  
の地下室のひきだしの中には、ダイヤ  
モンドを入れた覚えは全然ないとい  
うことですか、どうなのですか。

○池山参考人 それは確かにおつしや  
る通りに相違ありません。入れないの  
です。

○中野(四)委員 そうすると、日本銀  
行の地下室へ行くには通行証が在るわ  
けなのです。これはだれでも行けるわ  
けじやありません。従つてこの通行証  
というものは、交易營団の中でも相当  
責任のある人でなければ渡すわけはあ  
りませぬ。先ほどから伺つておれば池  
山さんは、交易營団の一嘱託と申し上  
げては失礼だが、その地位においては  
責任の地位とは言えないのでありま  
す。にもかかわらず、交易營団の金



ことは一回もありません。私と八重との間に一べんも交渉はなかつたので

○中野(四)委員 あなたは昭和二十一年の十一月まで在職しておられたと聞いておりますが、交易営団はいつ閉鎖されたのでしょうか。閉鎖後においてあなたはどのような地位におられましたか。

○池山参考人 二十一年の十一月にやめて、それで十一月以後には手当を出さないけれども、囑託ではいてくれろというので、そういう辞令を渡されました。それで二十二年の夏でございまして。閉鎖機関から、事務完了につき解任という辞令が来まして。それは二十二年の七月だつたと思ひます。

○中野(四)委員 そうすると、あなたのお話を総合しますと、日本銀行の地下室の交易営団で借りておつたひきだしの中にはダイヤモンドがなかつた。こういう結論になりますと、あなたが預かつたのじやないが、その交易営団の松屋四階の金庫の中にあつたダイヤモンドは、一体どこへ引継がれたのでしょうか。まさかそれもわからない、いつの間にかふらふらなくなつたとも言えないでしょうから、少くとも責任者であるあなただから、ダイヤモンドがどういふ経路を経てどこへ引継がれたかということは、御存じだろ

うと思ひますが、どうでしょう。

○池山参考人 存じません。ただいま数回申し上げた通り、ダイヤの出し入れは雑貨部の人がかつてにしましたので、一々私は立ち会わなかつたのです。いつの間にか消えてなくなつたのです。

○中野(四)委員 どうもさすがは神が

かりで……。そこでもう二点伺いたいのですが、これは昭和二十二年の四月一日に、ハリク・タンセイという代将が、あらゆる人々の立会いのもとで、日本銀行の地下室を探したことがあるのです。ところがそのときにダイヤモンドがなかつたわけなんです。それで大問題が起つたのです。私には見せろと要求したのですが、見せてくれなかつたわけなんです。このときあなたが今言ふ自分のひきだしにあるという、大方は想像で言つたのでしょうか、ないというのあたりまでだと思ひました。か。どういふふうにか考へたのでしょうか。

○池山参考人 ないのだからないと申すのです。そのひきだしを使つている私が入れないのです。その入れない理由は、先刻申し上げた通り、私は自分の仕事をほうり出して、雑貨部のために日銀まで通うという事はできません。一日に数回出入れをしておつたのです。

○中野(四)委員 それでは最後に一点伺ひますが、現在日本銀行の地下室に、接収解除になつて引継がれたところのダイヤモンドは、工業用でなく裝飾用だということ、工業用も幾らかまじつておるといふことを大蔵当局は言つておるのです。おもに裝飾用でありますが、これは一体営団で買ひ上げた当時のダイヤモンドとおぼしめすか、あるいは全然違ふと考へられますか、いかがでしょう。

○池山参考人 私もあなたのお疑ひと同じような疑ひを持ちました。営団で直接買ひ上げたものや、デパートで買ひ上げたものが営団には来るのです。それから全国に営団の支部がありまし

て、そこで買ひ上げたものも営団に参ります。ただその中に工業用のものを買ひ上げたという事は聞きませんでした。話にも出ませんから、裝飾用のものと思つておりました。しかし申し上げる通りに、実に粗雑な扱ひ方をされるから、これではまるで工業用のダイヤモンドじやないか、本物かねと私は笑つたことが数回ございまして。それだからこれはすりかえができるなという疑ひを持ちました。しかしただそれは私の疑ひであつて、いいことではありせんから、口に出してまではいませんけれども、そんな考へが出来ます。

○中野(四)委員 この際大蔵省にちよつと伺ひたいのです。昨日もお伺ひしたように、あなたの方の提案理由の説明を聞きますると、接収当時は全然大蔵省は関係してないという証言を再再しておられる。きょうここへ出て来ておられます青木正君からも、たしかその発言が後ほどあると思ひますが、きょうの毎日新聞を見ますと、これはおそろく責任のある記者が青木君に會つてのお話であると思うが、米軍が進駐をする二、三日前に、大蔵省の久保外資局長から呼出しがあつて、保管を頼まれたのだ。そこでその日の夕方に馬車二台にダイヤと金塊を積んで、埼玉県の自宅へ持つて行つて、書庫の倉か何かへ埋めたといふのです。してみると、これは久保外資局長は当時接収前に、今日の金塊なりあるいはダイヤモンドなり白金なりの存在を知つておつたわけで、知らぬといふことは言い切れぬと思ひますが、この点についての大蔵省の見解はどうですか。

○横山説明員 その毎日新聞の記事に

つきまして、私の方で当時の係の者と聞いております人に、こういう事実があつたかどうか問ひ合せましたが、そういう事実は記憶にないと申してあります。ただ私も間接的に聞いたわけですから、詳しいことは存じません。

○中野(四)委員 きょうも再々申し上げておる通りに、このくらい重大な問題はないのですよ。あなたの方はダイヤモンドが箱の中に入つておるから、軽く考へられるかもしれませんが、これが現金化されれば日本のインフレも相

当助かるのです。もつと熱意を持つてやるべきです。今も聞いておれば答へられないという、そんなべらぼうな話はない。要はこの法律案を提案したあなたの方の責任なんだ。問題は、もしこのことがうそだといふのなら、青木君がうそをついておる。それは対決すれば一番いい。本人みずから真相をこ

こで暴露すると言つておるのだから、これは対決されればよろしい。どうせあなたは上海に行つておられて、日本の国内の事情がわからなかつたかもしれないけれども、役人がかわるたびに大蔵省の方針がかわるわけではないのですから、その証拠書類があるはずで

す。特にこういうことを言つておるではありませんか。一旦しまつておいたが二週間ほどして大蔵省から呼出しがあり、米軍ハーゲマン中尉とジープが二週間にわたつて大蔵省から呼出しが、同乗、自宅に案内して引渡した。それからダイヤの行方は淀橋保善高女にあつた協倉倉庫へ、さらに日銀金庫へ納まつたはずだと言われておるじやありませんか。あなたの方に預かり証を出して、そうしてこれを受けて行き、後に米軍の指揮によつてこの預かり証を返して接収されておる事実があ

る。してみれば、接収に全然関係ないというふうな、大蔵省の言ひことは私は詭弁だと思ひますが、この点についての見解はどうですか。

○横山説明員 この記事の内容につきましては、先ほど申し上げましたように、全然聞いておりませんのでその言つただけで、あとそういう事実があると思へば、当時の久保外資局長なりその他の方にお聞きになればわかると思ひます。私の方でけささつそく調べたところ、当時の係員は記憶しない、預かり証を預ければ係である以上知つておるはずだが、全然そんなものを預かつた覚えはない、こういうことを聞いてただけであります。

○中野(四)委員 これは重大な問題です。この法律案を提案するにあつたて、あなたの方の提案理由の説明の中には、政府は何分にも接収に關しましてはまつたく関与いたさなかつたために、現状においては接収を受けた者の住所とか氏名、及び接収をされた貴金

属等の種類も数量もわからぬ、こう言つておる。ところが青木君がはつきりここで言つておられることは、当時大蔵省の久保外資局長から依頼を受けたという。あなたの方でも少くとも久保君なりあるいはそれらの担当官を調べて、こういうことの誤りならしめることが当然の役目じやありませんか。呼んでお調べになつたらよろしいとは何ですか。国民を代表して国会で国家の問題を審議するのは当然の過程なんです。呼んでお調べになつたらよろしいやないか。自分の方で出した法律案に対して、こういうあやまちを求し





いたしまして、品物を先方で確證をいたしました。私はそこではつといたしまして、これで自分の責任も解除された、ともかく無事でよかつたという気持ちで、その品物をアメリカ側に渡したのであります。渡しまして、道がわからぬというので、私は途中まで同乗いたしました。自分の村はずれでわかれました。私だけは自宅に帰つたのであります。翌日協会の方に参りますと――当時協会は淀橋でありますか、新大久保の駅の近くでありますか、ちようど前にございまして田町の財務局が焼けまして、保管工業に移転しておりましたので、保管工業の事務所に行つてみますと、保管工業の地階のところに私のところから持ち帰りました品物を置きまして、アメリカの兵隊がやはり十名内外でこれを警戒しておつたのであります。それも幾日ぐらいか、私はつきり記憶いたしております。私が、多分二、三日程度だろうと存じます。それから先どこに行つたかということにつきましては、そのときに私承つたのでは、そこから日本銀行に行つて行つて、日本銀行で預かつておるといふふうに乗つておるのであります。

これが事件と申しますか、私が申しました一切であります。私が申し上げたものでなく、いろいろ旬刊読売等にも出ましたけれども、これは一笑に付していいのであります。真実は必ずわかることだ、私はそれに対してとやかくと言明がましいことをいたそうという考えは持つておりません。これは天地神明に誓つて私自身がよく知つております。ただ私ここで中野委員に申し上げておきたいことは、率直に申し上げまして、私はほんとうに命を

賭して守つたのであります。ほんとうに自分は殺されるかもしれないという覚悟をもつて、国家の再建のために大事だからということを守つた品物が、われ／＼がここまで真剣になつてやつたものが、万一そのあとになつて行方不明になつたということになります。私自身としても、こんな人が苦勞して命を的にかけて守つたものが、あまいになつたということにつきまして、私もまことに遺憾に思うのであります。

それはそれといたしまして、御質疑があればさらに詳細に申し上げてけつこうであります。私の関係いたしましたこととはそれだけでありまして、それ以外にまつたことはありません。日本銀行に入つてから後のことにつきましては、私は毛頭何も存じておりません。

○中野(四)委員 たいへん率直に御証言をくだすつて、不明瞭な点がだんだん判明して参りました。してみると、あなたの考えから行つて、今回接収解除になりました日本銀行の地下室にありまするダイヤモンドは、当時あなたが埼玉県の自宅に疎開をしたダイヤモンドとお思いなされませんか。いくら当時の状況とは言ひましても、工業用でない装飾用の高価なダイヤモンドが、その他にもあるわけはないのでありますから、一念念のため、当時あなたが疎開をされたときの十六個の箱に入つておつたというその箱とは、どういふ形のものであつて、およそどのくらいの方角あるいは価格があつたかということ、これだけ大事なものをお預かりになるに關して、大蔵省あるいは日銀で漏らさぬわけはないと思ひますが、お聞き及びの点があ

るなれば伺いたい。すなわち、現在日銀の地下室にあるダイヤモンドは、当時あなたの自宅に疎開したものとおぼしめすかどうか。第二点は、その当時の箱の姿はどういふようなものであつて、中身はどのくらい、価格はどのくらいと当事者から聞いておられたかどうかを、お聞きしたのであります。

○青木正君 政府の内部のこととはよく存じませんし、その当時どういふ相談でそうなつたかも存じませんし、また交易管団の方で集められたものが全部私の方に疎開を依頼されたかどうか、これも存じません。私はただ大蔵省から日本銀行に行つて、こういう人から預かつてくれということだけ承つたので、それがどこから来たもので、また全部であるかどうかということも存じないのであります。それからまた箱につきましては、これは大小必ずしも一定の箱でなかつたようであります。そして目方はそう重くないのであります。割合に大きな箱であります。もちろん先ほど申し上げましたように厳重に封印されておるのであります。中をあけるわけにも行かない。もちろんまた見られるものでもない。見られませんが、ただダイヤモンド、それから白金等の買上げたものが入つておるといふことで、私は預かつたのであります。もちろん私はとにかくダイヤモンド、白金という大事なものが入つておる箱だということ、封印されたまま預かつたのであります。目方だけはそのときにはつきりわかつております。しかしそれがどういふものがどういふように入つておつて、金額が幾らになるか、そういうことは全然私は聞きもしませんし、またわからないの

であります。とにかく大事なものが入つておるものだから疎開してくれということ、目方と個数を、封印して預かつた、これだけであります。

○中野(四)委員 現在日銀の地下室にありまする箱の大きさは、この間この大蔵委員会において実地視察に参りまして、約一尺五寸角くらいの箱で、長さ二尺五、六寸のものだと思つたのであります。あるいは少し長いかもしれませんが、その中に紙に包んでいろ／＼あるわけなんです。ただ容器がかわつたかどうかということ、これはここで議論するところでないと思ひます。それから、率直に申し上げて、当時金のインゴットをば二十五本やはり同じ車に積んで行かれたと言ひますが、インゴット一本の目方はどれだけであるかということ、お聞き及びでありましたでしょうか。

○青木正君 箱の方から申し上げますと、私が預かりました箱もそれくらい筋であつたことを記憶しております。木の箱で、まわりが何か二重にわくがかけてあつたように記憶しております。それからインゴットは、はつきりした記憶はありませんが、箱を見ますと、私と母親、ことし七十幾つになります。この母親がよく言うのであります。金というものはずいぶん重いものだ。形はこれくらいであります。母が持つて持てたのですから、何貫目というものではないか、かように存じております。そのときにはもちろん正確に目方ははかつたのであります。それは向うに渡したのであります

が、また控えというものは持つておりませんし、存じておりませんが、その程度のことと思つております。

○中野(四)委員 箱もやや似ておりますから、折を見て日銀の地下室を青木さんに見てもらえば、記憶が新たになると思ひます。

そこでかんじんな問題を伺ひたいのであります。先ほど申し上げましたように、大蔵省においては接収當時に關係をなかつたから、入手経路が不明だと言ひ、あなたの御証言によりますれば、大蔵省の久保外資局長なり、あるいは桜井事務官なりが、直接あなたに依頼をしたというのですから、従つてかかる莫大な金額のものを預かる限りにおきましては、あなたが大蔵省あるいは日本銀行にあつて、預かり証を發行されたことと思ひますが、その預かり証は出されたことがあるか。もしあるとするならば、何人がこれを預かつたか、これを伺ひたいと思ひます。

○青木正君 預かり証につきましては、先ほど申し上げましたように、私受取りまして、目方と個数を確かめて、それを書きまして、同時に東京からうちまでの道順と、それから見取図まで添えまして、ここにあるということをしたためたものを、大蔵省に預かり証といたしまして提出いたしましたのであります。渡しました相手は、たしか桜井事務官に渡したつもりであります。

なおこれは御承知かと思ひますが、念のために申し上げますと、ダイヤモンドの方は、たしか軍需省の所管でなかつたかと思ひます。白金もたしか軍需省でしたが、金の方は大蔵省が所管



私がかこで不審に感じますことは、これはどの金額のものをば、大蔵省の外資局長ともあるものが、当時の青木さんにすべてを委ね、一個人の家庭に疎開をせしめるという、一片の預かり証によつてこのことを実行に移すという

ことは、当時の混乱状態ならいざ知らず、今日の常識からもつて考へれば、まことに不審にたえないと思つておられますが、久保さんあるいは桜井さんという人々と、あなたの方のつながりというものは、どういふところから始まつて、どういふ形で行われたか。これをまず伺いたいと思つてお

○青木正君 私は久保局長なりあるいは桜井事務官なり、戦時物資活用協会の関係において仕事の上で折衝しただけでありませう。桜井さんとは、金の回収が始まつて一、二年往復いたしてお

りませう。それはもちろん個人的ではないに、仕事の上においてであります。外資局長とお目にかつたのは、そう多くではありませぬ。四、五回程度だろ

知つておつたのでありますし、また大蔵省は、おそらく今まで関係のあつた団体というところで私どもに頼んだのではないか、かように推測するのであります。

○中野(四)委員 この際大蔵省の石田理財局長に伺いたいと思つて。去る五月の二十八日、本委員会における私の質問に対してのお答の中に、隠匿蔵物

地下室にはないと思つて、御発言でありません。昨日委員会において、管理課長は御出席でしたが、あなたはおいでにならなかつたから、おわかりに

ならぬかもしれぬが、当時金及びダイヤモンドは統制物資の中に入り、強制買上げをいたしました。強制買上げはいたしましたが、罰則の裏づけはなかつたはずであります。しかも大阪の造幣局あるいは名古屋、東京等におきまして、あらゆる摘発を受

をしております。それは日本の法廷において明らかなる証言をしておるのであります。必要とあるならば、いつでも私の方からあなたの方に提供いたしますから、ごらんになればよろしいと思つてお

○石田政府委員 お答を申し上げます。接収をいたしました事実につきま

その次に申し上げなければならぬことは、今度のこの接収資金等の数量等の報告に関する法律案を御提案になるに従ひまして、提案理由の説明の中

の焦点は、すなわち当時政府はまづたこの接収には関与をいたさなかつたために、現状においてどこからこの品物が来たものかはわからぬ。金に

して、政府が関与しない、これは日本政府がその接収をみずからやつたのではない。これは前にも説明をいたしま

したが、進駐軍が国内法的な法律的功效をもたらずよ法的措置を講じた上

でやつたのではなく、事實行為として接収といふことが行われました。この接収については、大蔵省がこの接収

をしるということによつてやつたのでございませぬ。接収といふことは、全体をいたしますれば、進駐軍が接収

といはしめても、先ほど青木先生からお話がありましたようなくあいに、中

身とか数量とかいふふうなものにつきましては、的確に何ほどいふことは

はつきりいたさないでございませぬ。それはあるいは私の想像をいたしまして、大体交易団体なり、ダイヤモンドにつきましては中央物資活用協会

が集めたところのものであらうと、想像するのでございませぬ。そうしてそれがまた、日本銀行の地下室と申しま

的に趣をかえて来る。さらにここに重要なことは、青木代議士にお渡しになる場合に、中身が何だかわからぬ、そのままに渡したのだから大蔵省でもわからぬ、日銀でもわからぬというくらいは成り立たないです。だから、そのときにダイヤモンドはどのくらい、買上げたものはどれだけ、金がどれだけ、銀がどれだけ、はつきりしておることはきまつておるじやありませんか。何だと思つておるのですか。国民の財産ですよ。一大蔵省の役人の左右すべきものではないのであります。従つて当時あなたが御関係なさつていらつしやらなかつたなら、それだけの説明は納得いたしますが、大蔵省当局において関与しないということは、断じて言えないではありませんか。当然当時関与しておつて、その数量なりその価額なりはわかつておらぬことはいはずです。その書類を大蔵省において系統的に探して、本委員会に提示するところのあなた方に熱意がないといふことが言えるじやありませんか。私はこの点についてはどうしても納得ができませんが、当時の久保外資局長といふのは、現在何をやつておるのですか、どこにおりましたか、これをひとつ石田さんから伺いたい。

○石田政府委員 当時の久保外資局長は、日新印刷という印刷会社を経営されておりました、お住居は目黒にお住いだと思ひます。

○中野(四)委員 日新印刷の久保君なら、大蔵省におつたことは知らなかつたが、私のじき近所の会社ですからわかるでしょう。後日あまり一人で質問を続けることは、他の委員に御迷惑と思ひますから、率直に申し上げます

るが、青木さんの証言によつて、大蔵省の関与しておつたことだけは認めますかどうか、この点を伺いたい。

○石田政府委員 青木先生のお話の通りであるとするならば、接収前において、また接収するまでの過程において、大蔵省の者が関与しておつたといふことに相なると思ひます。

○中野(四)委員 従つて、関与しておつたとあるならば、書類あるいはそれだけのものを調査すれば、当然今日日本銀行の地下室にあるダイヤモンドの入手先というものは、明確になるわけでありますから、まずこの点を明確にしていただきたいことが一点。それからもう一つは、先日石田理財局長に私の方から資料を要求いたしましたダイヤモンドの種類であります。そして品位であります。そして時価およそどのくらいあるかということも明確にしていただきたい。なるほどあなたの再の御意見を聞きまして、今ただちにやることは難儀だといふお話はわかります。あるいはこれを外部に出せば非常になくなつたり、あるいはとりにかえらるおそれがあるといふようなことも納得できます。しかしながら、あれを一年も二年もかかつてぼつ／＼やつておることは許されなはずであります。すなわち現在地下室にあるダイヤモンド十六万一千カラットというものは、工業用であるのか装飾用であるのか、同じ装飾用のダイヤモンドにいたしましても、一カラットこれが四万円するものか、一万円するものか明確になつていない。これは当然接収解除後日なお浅しといえども、これに対して着手しておらぬといふことは、これが解除を受けた大蔵当局の怠慢と言わざ

るを得ないのであります。たといいかに金がかかつて、あの中身については徹頭徹尾糾明をして、明らかなる記録の上に立つて、それ／＼国民に向つて報告の義務を課することはけつ／＼であります。現在のこの法案の提出のやり方からすれば、国民にのみその責任を課しておつて、政府はややもすれば熱意を欠いておるといふ傾向が強いのであります。だから私は、いかに金がかかつて、すみやかに専門家を派して、そして日銀の地下室の中で鑑定させたいいじやないですか。もどりにすつ裸にして検査したつていいじやないですか。現に久米という係の人もおいでになつておるようであります。が、これと同格の人は、日本に多数おります。こういう人を派して、日銀の地下室に現在あるダイヤモンドの品位あるいは品質あるいはこれの時価、こういうものに対して明確な資料を要求しておきたいと思つてあります。私の質問は大体この程度にいたしました、他の方に譲りたいと存じます。

○佐久間委員長代理 以上をもちまして参考人に対しての御意見の聴取を終ります。参考人には長時間にわたり、忌憚のない御意見を開陳せられ、本案審査の上に多大の参考となりましたことを、厚く御礼を申し上げます。

次会は明十八日午前十時より開会することといたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時二十九分散会

昭和二十七年六月二十七日印刷

昭和二十七年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁